

「京都アグリ・フードイノベーション創出事業」 「技術開発に向けた事前調査事業」の提案に係る募集要項

農林水産業における高齢化や担い手不足の進行、気候変動による農林水産物の収穫量や品質の低下、また中食市場の拡大など食に関する需要の多様化など、農林水産業や食品産業の課題に速やかに対応するため、産学公連携による技術開発を促進する必要がある。

そのため、京都府内の農林水産業を含む食関連産業の課題解決のための技術開発の実現可能性を検証することを目的とした事前調査の取組を支援する。

事業の実施については、本募集要項の他、実施要領に定めるところによる。

1 事業対象者

本事業を実施しようとする者（以下「実施主体」という。）は、京都フードテック研究連絡会議の会員（3に規定する事業計画の申請後に会員となることが確実である場合を含む。）とし、原則2以上の者が協同して取り組む場合に限る。（参考：京都フードテック研究連絡会議 <https://ftrc-kyoto.jp/>）

なお、京都府農林水産技術センター（以下、農技Cとする）と協同で取り組む場合、農技Cは事業対象者とするが、農技Cに係る事業経費は対象外とする。

2 対象となる取組

提案は以下の（1）～（2）を満たすこと。

（1）テーマ

京都府で重点化する以下3つのテーマのいずれかに合致すること。

- ① スマート農林水産業の推進
- ② 健康機能性の向上や環境負荷低減など新たな付加価値の創出
- ③ 気候変動などの自然環境の変化等への対応

（2）活動の内容

京都府内の農林水産業を含む食関連産業の課題解決に資する技術開発に向けた、ニーズ調査、異業種・異分野について学ぶセミナー、予備試験等

3 提案の応募

（1）申請受付期間

一次：令和7年7月23日（水）～令和7年8月8日（金）

二次：令和7年8月20日（水）～令和7年9月5日（金）

※二次募集を予定していますが、採択額が予算額に達した時点で受付を終了します。

(2) 応募方法

事業計画書（第1号様式）を作成の上、実施要領別記第1号様式により、メールにて申請・問合せ先へ提出すること。

4 提案の選定

(1) 選定方法

提出された事業計画書について、事務局が組織する審査会において、書面審査を行い、すべての応募者に対して結果を通知する。

なお、審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせや異議申し立てには応じない。

(2) 審査基準

審査は、以下の観点から行う。

- ア 提案する内容が、京都府の重点化する3つのテーマの諸課題の解決に資する内容となっているか
- イ 独創性・先進性・競合優位性
- ウ グループメンバーや役割分担の妥当性
- エ 経費の妥当性

(3) 通知

選定結果については、文書にてすべての応募者に対して通知する。

(4) 公表

審査後、選定された提案の提案者名や提案の概要の公表を予定している。公表を希望されない場合は、応募時にその旨申し出ること。

5 事業の実施等

(1) 交付申請

実施主体は、事業の採択を受けた後、補助金交付申請書（実施要領別記第4号様式）をメールにて提出先・問い合わせ先へ提出すること。なお、事業着手については、補助金の交付決定通知以降とすること。（申請から1ヶ月程度要する場合がある。）

(2) 事前着手

やむを得ず、交付決定前に着手する必要がある場合は、実施主体は事前に事務局に相談の上、交付決定前着手届（実施要領別記第3号様式）を提出すること。

(3) 計画の変更

事業計画の変更について、実施主体は、事業計画変更承認申請書（実施要領別記第2号様式）及び補助金変更承認申請書（実施要領別記第5号様式）を提出し、承認を受けること。なお、事業計画及び補助金の変更申請を要するものは、実施要領別表1に定めるとおりとする。

（4）事業の中止又は廃止

事業を中止又は廃止する場合、実施主体は、事業中止（廃止）承認申請書（実施要領別記第6号様式）を提出すること。

（5）概算払い

事業実施上必要と認める場合、補助金交付決定額の範囲内において概算払いをすることができる。実施主体は、補助金の概算払いを受ける場合、概算払い請求書（実施要領別記第7号様式）を提出すること。

（6）実績報告

令和8年2月27日までに事業報告書（第2号様式）を作成の上、実績報告書（実施要領別記第8号様式）により事務局に提出すること。

なお、別添1事業費明細及び添付書類（補助対象経費の金額と支出が確認できる証憑（見積書、契約書、納品書、領収書、振込伝票等）の写しや事業実施状況や事業成果が分かる写真や資料等）も合わせて提出すること。

ただし、やむを得ず事業の実証が対象期間外となる場合、事業報告書にその旨を記載し、遅くとも令和9年2月26日（金）までに実証内容を追記して提出すること。

6 補助対象期間

交付決定日～令和8年2月27日（金）

※補助対象期間内に完了（納品・支払）した経費のみ補助対象とする。

※実施要領第5により、事業の採択後、交付決定前着手（別記第3号様式）を提出した場合、着手届の提出日から着手可能とする。

7 補助率等

補助率：定額、補助上限：200千円

※消費税及び地方消費税は補助対象外

※事業経費合計が200千円未満の場合、補助金額は千円未満切り捨て

8 交付申請書様式等の掲載

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課HP

http://www.pref.kyoto.jp/brand/news/2025_kyoto_agri_food.html

9 交付申請書の提出先・問い合わせ先

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課フードテック・研究推進係

〔電子メール〕 ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp